

令和2年度防災思想普及事業補助金交付要綱

東京消防庁企画調整部広報課

令和2年度防災思想普及事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、防災思想の普及啓蒙のための補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 東京消防庁以外の者が、防災思想普及事業等（以下「補助事業」という。）を行う場合は、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

(補助金額)

第3条 前条の規定による補助金の額は、補助事業に要する経費であって、予算の範囲内で算定した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、別記様式第1号（防災思想普及事業補助金交付申請書）により東京都知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該年度歳入歳出予算書
- (2) 当該年度事業計画書
- (3) 定款又は寄附行為等申請者が営む事業内容等を記載した書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、別記様式第2号（防災思想普及事業補助金交付決定通知書）により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項による交付決定の日の属する会計年度の末日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助金の請求・交付)

第6条 補助事業者は、会計年度の四半期ごとに別記様式第3号（防災思想普及事業補助金請求書）により知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けた場合、補助事業者に当該補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときはあらかじめ、別記様式第4号（防災思想普及事業補助事業変更等承認申請書）により知事に承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助事業の変更等が適当と認めるときは、補助事業の変更等を決定し、別記様式第5号（防災思想普及事業補助事業変更等承認書）により当該補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、その理由等を書面により速やかに知事に報告し、その指示を求めなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況を四半期ごとに、その翌月の末日までに別記様式第6号（防災思想普及事業補助事業遂行状況報告書）により知事に報告しなければならない。ただし、第4四半期については、当該年度の末日までに報告するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る補助事業が終了したときは、当該年度の末日までに別記様式第7号（防災思想普及事業補助事業実績報告書）により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助金執行明細書

(2) 収支決算書

（補助金の確定等）

第11条 知事は、前条第1項の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告書を審査し、その成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、別記様式第8号（防災思想普及事業補助金確定通知書）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付すべき補助金額を確定した場合、確定金額より交付金額が上回るときは、補助金の確定通知と同時に返還額と納付期限を定めて当該補助事業者へ返還を命ずるものとする。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

第12条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用するものとする。

3 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めのないものについては、東京都補助金等交付規則及び東京都会計事務規則の定めるところによる。